

射水市監査委員告示第 6 号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、射水市監査基準（令和 2 年射水市監査委員告示第 6 号）に準拠して令和 8 年 6 月に実施した上下水道部（上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課）の定例監査の結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 2 日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 長 谷 川 清 彦

射水市監査委員 山 崎 晋 次

定例監査結果報告

第1 監査概要

1 監査対象及び選定理由

(1) 監査対象

上下水道部：上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課

(2) 選定理由

上下水道部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査
監査委員監査	上下水道業務課	令和7年6月16日～令和7年6月30日 (令和6年度執行分)
	上水道工務課	
	下水道工務課	

2 監査目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和7年度当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に執行されているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおりとする。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい支出をするリスク	ア 支出負担行為は予算執行計画及び予算配当に基づいているか。また、その額を超えていないか。
	イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
	ウ 事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っているものはないか。
	エ 消費税及び地方消費税の計算は適正に行われているか。
	オ 議会の議決に付すべき事由による支出は適正にその手続きがなされているか。
	カ 支出の特例による支払方法(資金前渡、概算

	払、前金払、繰替払等)及び精算時の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
(2) 契約が適法に履行されないリスク	ア 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の履行期限は守られているか。また、工事完了報告の時期は適正か。
	イ 契約代金及び前払金の支払は適切か。また、部分払の査定は妥当か。
	ウ 契約日以前に着工しているものはないか。
	エ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか
	オ 契約代金及び前払金の支払は適切か。また、部分払の査定は妥当か。

4 監査の実施内容

上下水道部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

実施通知日	令和8年5月12日
事前監査	令和8年6月16日～令和8年6月29日
監査委員監査日	令和8年6月30日
監査委員講評	令和8年6月30日
監査委員決定	令和8年6月30日

5 監査の期間

令和8年6月16日から令和8年6月30日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 上下水道業務課

上水道業務課は、上水道・下水道の予算及び決算に係る事務をしており、主として次のような事務が行われている。なお、上下水道料金徴収業務については、令和元年10月から民間業者に委託している。

- ① 上水道事業会計及び下水道事業会計の出納及び資金の運用に関すること。
- ② 上下水道料金徴収業務の指導、管理、監督に関すること。

(2) 上水道工務課

上水道工務課は、上水道施設の整備、維持管理事業等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 上水道事業に関すること。
- ② 水道管理及び水質検査に関すること。

(3) 下水道工務課

下水道工務課は、下水道施設及び雨水施設の整備、維持管理事業等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業に関すること。
- ② 雨水施設整備事業に関すること。
- ③ 受益者負担金・分担金の賦課及び収納に関すること。

第3 監査の結果

両会計とも継続的な健全経営に努力していることは評価するが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

上下水道部

ア 管路の老朽化が進行していることから、投資的財政計画に基づき、更新及び改築事業の進捗に努められたい。

なお、両事業とも多額の企業債残高を抱えていることから、原則として新規借入額が償還額を上回らないよう留意されたい。特に下水道事業については、災害復旧を最優先事項としつつも、污水管改築事業の遅れの解消に向けて積極的に取組まれたい。

イ 喫緊の課題である「適正な料金水準の設定」については、令和7年度に見直したビジョンの内容も踏まえ、経営委員会における答申を早急に求め、市民や議会に対し検討状況や審議内容を迅速かつ丁寧に周知し、中長期的な安定経営に努められたい。併せて経営の効率化及び一層のサービス向上に努められたい。